斑鳩町準要保護児童・生徒就学援助就学援助費
「新入学学用品費」を申請される保護者さまへ

申請される前に、次の1～3の項目についてご一読ください。

1. 審査にあたり、世帯全員の収入状況を確認します。
   確認には、**令和6年度町県民税（令和5年1月1日から令和5年12月31日までの収入が対象）の申告**が必要です。
   申告をしていない場合は審査ができないため、申請できません。

2. 次に掲げる事項に該当したときは、就学援助費支給の認定を受けた場合にも取消しとします。
   また、その際、就学援助費を既に受給されているときは、返金していただきますのでご了承ください。

   ① 就学予定校に入学するまでに、斑鳩町外へ転出する場合
   ② 就学予定校に入学するまでに、お子さんが死亡した場合
   ③ 就学予定校に入学するまでに、私立学校など国立、公立以外の学校への入学が決定した場合

   認定後に①～③の事項に該当することが分かった場合には、至急、教育委員会事務局総務課（0745-74-1001）までご連絡ください。